

久木野教授は大学の不当な「教員評価」および、それを理由とした「研究費削減」について
大学に不服申立を行いました。

……………今も続く大学のハラスメント(その5)

大学による違法な懲戒処分を正当化した前提で算定された教員評価、およびそれにより研究費が減額されたことに対して、久木野教授は不服の申し立てを行いました。

不服申立書には、「大学理事者側の処分行為が違法・無効であることは長崎地方裁判所による仮処分決定でも明示されており、近いうちに判断が示される本裁判でも同様の趣旨による決定がなされるであろうという状況に鑑み、大学が過ちを繰り返すことなく適切な対応をとられることを求めます。」とあります。

事実上のパワーハラスメントに対する抗議だといえるでしょう。